

総社市出張所処務規程及び総社市事務決裁規程の一部を次のように改正する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市出張所処務規程の一部改正)

第1条 総社市出張所処務規程(平成17年総社市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(北出張所等における専決事項)</p> <p>第3条 北出張所、西出張所及び昭和出張所(以下「北出張所等」という。)の出張所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例であると認められる事項については、その事務の主管課と合議のうえ、上司の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 個人番号の通知及び個人番号カードの申請等に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p>	<p>(北出張所等における専決事項)</p> <p>第3条 北出張所、西出張所及び昭和出張所(以下「北出張所等」という。)の出張所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例であると認められる事項については、その事務の主管課と合議のうえ、上司の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第2条 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項				別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
市民生活部	略	略 市民課	<u>1</u> 略 <u>2</u> <u>個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関すること。</u> <u>3</u> <u>公的個人認証サービスに関すること。</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略	市民生活部	略	略 市民課	<u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略
略				略			

附 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。